

公共職業訓練の地方展開とその実態 —鳥取県の草創期（昭和 13 年～20 年）を事例として— Regional Expansion of Public Vocational Training and Its Actual: A Case Study of Tottori Prefecture During Its Formative Years (1938–1945)

木山 弘章
Hiroaki Kiyama

1. はじめに

わが国における職業補導事業の始まりは、「大正 12 年 1 月、東京市は鐘ヶ淵紡績株式会社の協力を得て、失業者の職業再教育を目的とした職業補導会を設立し、建築、土木、家具、印刷等の種目について、短期補導を行っている」^[1]こととされている。

昭和 10 年頃（1930 年代前半）までは公立の職業補導施設の数はいくつか、昭和 7 年には 43 所（うち 30 所は臨時施設の講習会）であった。昭和 12 年の日中戦争勃発（支那事変）以降、産業界特に軍需産業から技能労働者の養成確保の要請が高まり、これに伴い昭和 13 年頃から全国に 200 か所を超える公共的な職業訓練施設が創設された^[2]。

鳥取県においては「本県の職業補導事業は、昭和 14 年 10 月 1 日県立鳥取機械工訓練所が設置されて以来」^[3]となっている。

一方、厚生省の道府県別職業補導施設設置状況調（昭和 13 年 11 月末日現在）によると鳥取県は合計 2 か所（所在地等不明）となっている^[4]。

以上の資料から総合的に判断すると、鳥取県における公共職業訓練（補導）事業の開始時期は、昭和 13 年頃と推定される。

鳥取職業能力開発促進センター（ポリテクセンター鳥取）において、鳥取機械工訓練所設置以降の鳥取県東部における県立施設の記録（昭和 14 年から昭和 34 年までの学籍簿や修了証台帳等）を保管しており、それらは当時の訓練や訓練生の実態を示す貴重な資料である。

約 90 年前（令和 7 年現在）の話であり、資料の数が限られ、不明な点も多いままであるが、公共職業訓練の地方展開の実態を示すものとして鳥取県の草創期（昭和 13 年～20 年）について、既存資料等を整理・分析し明らかになった点を取りまとめる。

2. 公共職業訓練施設における二つの所管省（商工省と厚生省）

わが国の職業訓練は、だいたい二つの系統に分かれて発展してきた。その一つは、技能者養成の流れであり、もう一つは、職業補導の流れである^[5]。公共的な職業訓練施設は、職業補導の流れにあり、昭和 12 年 7 月 16 日の閣議決定（技術者及熟練用養成方策ニ関スル件）以降、商工省が所管する機械工養成所や厚生省が所管する職業補導所が急激に増加した。

2.1. 機械工養成所（商工省）

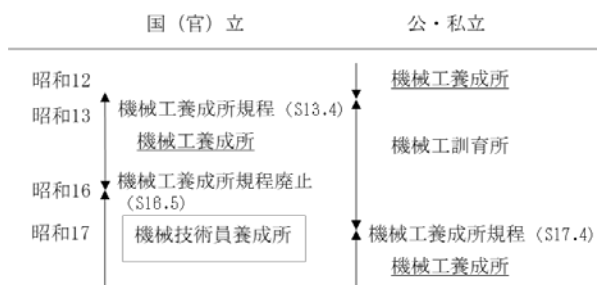
機械工養成所は、国立（昭和 16 年に機械技術員養成所に名称変更）、公立（道府県市立）、私立（工業組合その他の団体において設立）のものがあつた。

昭和 10 年に東京府機械工養成所が設立された。これが、学校とは異なった公共の教育・訓練機関で、独立した施設を有した機械工養成機関の始まりとされている^[6]。

昭和 12 年に東京府に次いで 2 番目に設立したのが神奈川県であった^[6]。

昭和 13 年 4 月機械工養成所規程（商工省令第 13 号）が制定された。国立機械工養成所（東京、大阪、愛知の 3 所）は、昭和 16 年 5 月機械技術員養成所と名称変更され、機械工養成所規程は廃止された。

昭和 17 年 4 月機械工養成所規程（商工省令第 37 号）が制定されたが、これは、昭和 13 年制定の規程と異なり、公・私立の機械工養成所が国庫補助金の交付を受けるための規程であった。



資料出所：規程を基に筆者が作成

図 1 昭和 10 年代における機械工養成機関の名称

図1は、昭和10年代における機械工養成機関の名称である。国立が機械工養成所→機械技術員養成所と変わり、公・私立が機械工養成所→機械工訓育所→機械工養成所と数年間で変わっていることが分かる。

2.2. 職業補導所（厚生省）

職業補導所は、厚生省（昭和13年1月設置）が管轄し、昭和13年4月の職業紹介法改正に伴い、職業紹介所の施設として職業補導事業を行うこととなった。

職業紹介所において行うべき職業補導施設実施要綱については、昭和13年7月厚生省職業部長から各地方長官宛に通牒されているが、一部に詳細が定められていない事項があり、これらの事項については、所定の様式を用いて、あらかじめ地方長官と協議することとされていた。

職業補導所の補導種目は、機械だけでなく、製図、簡易軍需作業、事務（謄写、タイプライティング、珠算、簿記等）等があった^[7]。

例えば、高崎職業紹介所の場合、「工芸補導所（木工、竹工、染色、塗装の4科目）、製図補導所（製図1科目）、職業補導所（事務、印書、満支の3科目）の3付帯施設を興し、昭和14年1月15日高崎市公会堂に於いて盛大なる開所式を挙行することができた^[8]とある。

また、岡山職業紹介所の場合、事務補導所、機械工補導所、機械製図補導所があり、「最も就職に容易なる事務員養成に着眼し昭和13年12月1日開設し、更に昭和14年1月7日より重工業方面の就職を容易ならしむる為、岡山県立工業学校内に於て機械工（旋盤、仕上）及び機械製図工の養成施設を講じ^[9]とある。

2.3. 両者の比較

機械工養成所（商工省）と職業補導所（厚生省）を比較したものが表1である。

表1中の左列機械工養成所（国立）については、昭和13年4月機械工養成所規程、中列機械工養成所（公・私立）については、昭和17年4月機械工養成所規程、右列職業補導所については、昭和13年7月職業紹介所に於いて行うべき職業補導施設に関する件（職発第174号厚生省職業部長より各地方長官宛）^[10]によるものである。

職業補導所では、科目の他、期間や入所資格などは地域により異なっていた。

四日市職業紹介所機械工補導所要覧には、「当所は学校や養成所ではありません。其の名称の示す通り補導所です。今回の事変及物資動員の影響を受けておられる従業員方の為に機械工としての技術並知識を補い、併せて徳性を涵養する所です。」^[11]とあり、職業補導所では、技能者養成よりも職業補導に重点を置いていることが分かる。

その他、機械工養成所と職業補導所との直接的な比較とはならないが、支那事変特に物資動員による失業の防止及び救済に関して、「商工省の転業対策部は失業の防止策を、厚生省の失業対策部は失業者の救済策を主管する^[12]という行政の主管に関する比較がある。

表1 機械工養成所と職業補導所との比較

	機械工養成所 (国立)	機械工養成所 (公・私立)	職業補導所
所管省	商工省 (昭和18年以後は厚生省)		厚生省
運営	国	都道府県市、 民間団体等	職業紹介所
名称	機械工養成所、 械技術員養成所	機械工養成所	何々職業紹介所何々補導所 ^[10]
訓練期間	本科1年間 専攻科6ヶ月間	1年間	昼間1~3ヶ月 夜間4ヶ月
入所資格 (学力)	中学校もしくは 甲種実業学校卒業程度以上	国民学校高等 科卒業程度以上	尋常小学校 卒業程度以上
入所資格 (年齢・性別)	17~25歳、 男子	14歳以上	25~40歳、 男子 ^[1] 16歳以上、 男子 ^[13] 年齢制限なし、 男女 ^[14]

資料出所：規程、新聞記事を基に筆者が作成

3. 鳥取県における公共職業訓練施設の展開

鳥取県においては、昭和13年から鳥取県立機械工訓育所（養成所）と職業紹介所職業補導所の開設に向けて動き始めた。

鳥取機械工訓育所（養成所）については、鳥取職業能力開発促進センターに学籍簿や修了証台帳が残されており、また、鳥取県立機械工訓育所要覧（昭和16年度）や鳥取県公報に規程や入所生募集情報等も載っていることから様々な角度から当時の記録に接することができる。

一方、鳥取県内職業紹介所職業補導所に係る直接的な記録は、ほとんど見つけることができていないため、厚生省の記録や新聞記事などから当時の様子を推察する。

昭和13年11月頃から昭和16年11月頃までは、機械工訓育所（養成所）や職業補導所に係る受講生募集や入所式、あるいは施設を訪問し教官や在所生や修了生から聞き取りした新聞記事が散見されるが、太平洋戦争が始まった昭和16年12月以降はほとんど見られない。

3.1. 機械工訓育所（鳥取・米子）

3.1.1. 鳥取機械工訓育所

鳥取機械工訓育所開所に至るまでの主な経緯は、表2のとおりである。

表 2 鳥取機械工訓育所開所に至るまでの主な経緯

年月日	主な内容
昭和 13 年 11 月 11 日	場所は鳥取市. 募集は 50 名. 1 ヶ年課程. 入所資格は高等学校卒業業者等と新聞発表 ^[15] .
昭和 13 年 11 月 19 日	昭和 14 年度の鳥取県予算における県立機械工養成所新設のための経費について. 県費 (5 万 6 千円). 国庫補助 (1 万 8 千円) 等を提示 ^[16]
昭和 13 年 12 月 9 日	通常県会において県費 (5 万 6 千円) 可決 ^[17]
昭和 14 年 1 月 15 日	商工省の補助査定から県立機械工養成所設立のための経費が漏れたため県商工主事が陳情のため上京 ^[18]
昭和 14 年 1 月 27 日	片倉製糸株式会社 (元蘭乾燥場敷地 910 坪等) と土地建物買収契約が 2 万円で成立 ^[17]
昭和 14 年 2 月 24 日	2 万円の寄付. 鳥取市から 9 千円. 鉄工組合から 5 千円. 商工省から補助金 1 万 5 千円. その他を合計して約 7 万円の財源を獲得 ^[19]
昭和 14 年 8 月 25 日	鳥取県立機械工訓育所規程公布 (鳥取県令第 20 号)
昭和 14 年 8 月 29 日	鳥取県立機械工訓育所生徒募集告示 (鳥取県告示第 546 号)
昭和 14 年 9 月 22 日	広島市立第一工業学校機械科長加藤技師 (43 歳) が機械工訓育所初代所長として着任 ^[20]
昭和 14 年 9 月 25 日	竣工引き渡し ^[17]
昭和 14 年 10 月 1 日	開所式挙行 ^[21]

資料出所: 新聞記事, 要覧を基に筆者が作成

予算, 工期とも十分でない中, 製糸工場の元蘭乾燥場を鳥取県が買い取り, 増改築して開所した^[17].

所在地は, 鳥取市吉方 265-1 (現在の鳥取市吉方温泉 3 丁目 701), 鳥取駅から西に約 1km 程度であった. 図 2 は, 昭和 16 年当時の機械工訓育所の建物の様子^[22]である.



出典: 日本海新聞 昭和 16 年 6 月 4 日

図 2 昭和 16 年当時の機械工訓育所

設立の趣旨は「現下の時局は洵に重大であって, 之を打開し, 事変処理終局の目的を遂ぐるため, 国家は人的にも物的にも其資源を総動員して, 時局に適した態勢を整備し, 之を強化して行かねばならぬ. 殊に国防力の確立を期し, 産業の発展を図り, 国力を充実せしむるには, 生産力の拡充を要し, 従業員の補給を最も急務とする. 依って政府に於ては昭和 12 年機械工養成機関の設置を全国工業都市に奨励し, 昭和 13 年には中等学校卒業程度の者を收容する商工省機械工養成所を東京, 名古屋, 大阪の 3 か所に設置し, 更に政府の奨励助成のもとに, 高等小学校卒業程度の者を收容教育する公営及民営の機械工訓育所が各所に出来たのである。」^[17]となっており, 昭和 12 年 7 月の閣議決定 (技術者及熟練用養成方策ニ関スル件) 以降の全国的な機械工訓育所設立の流れにより設立されたものであることが分かる.

訓育所使命は「本県は右の趣旨に従い昭和 14 年鳥取市に県立機械工訓育所を設置して, 本県下の機械工業に従事せんとする者に対して, 専門的にして且実務的である学術と技術とを短期間に修得せしむると共に精神的訓練を施して, 真に勤労を愛好し, 将来本県機械工業の中堅たるべき有能の材, 即ち伸展力のある優良なる人物 (技能者) を養成しつつあり. 顧うに本県は, 従来農林関係の諸施設には相当見るべきものが, あるけれども之に反して, 機械工業方面は凡ゆる点より見て, 後進県たるを免れぬ. 従って, 此種の従業員は量的にも質的にも不足であり不十分であるが, 之は本訓育所修了生の数を増す事に依って, 解消せらるる事明かである. 蓋し, 本訓育所は本県下の工業を担い, 其の充実と発展とを担当する従業員養成の重大なる使命を有する。」^[17]となっている.

鳥取機械工訓育所では, 学術と技術を短期間に修得させるだけでなく, 精神的訓練を行うとされており, 開所後 1 年 8 か月ほど経った昭和 16 年 6 月 3 日から 6 日にかけて以下のような訪問記が新聞に連載されている.

- ① 加藤所長は「先ず人間を作ること即ち日本の工業精神の鍛錬が第一で, 仕事は第二的であると思っている」と語っている^[23].
- ② 米田技師が, 技術の習得だけでなく機械工としての人物養成を行っていること, 「訓育十綱領[註 1]」^[17]の朗読等の精神的訓練を充実させていることについて説明をしている^[24].
- ③ 記者の感想として, 機械工訓育所は学校というより道場というほうが適当であるとし, 実習を見学した際に生徒の私語がなく, ドイツの工場では作業中の話が禁止されていることに倣っていることについて紹介されている^[25].

鳥取県立機械工訓育所 (養成所) 関係規程の制定日などをまとめたものが表 3 である.

昭和 14 年 8 月に鳥取県立機械工訓育所規程が制定されて以降, 小さな改正は行われていたが, 昭和 17 年 4 月に機械工養成規程 (商工省令第 37 号) が制定されたことに伴い, 昭和 17 年 6 月に鳥取県立機械工訓育所規程は廃止され, 鳥取県立機械工養成所規程が制定された.

昭和17年4月に商工省令により機械工養成規程が制定される以前は、国による基準となる明確な規程はなかった。これは、昭和12年7月の閣議決定（技術者及熟練用養成方策ニ関スル件）は、応急処理の対策であり恒久対策は別途としていたためである。

鳥取県立機械工養成所規程は、それまでの鳥取県立機械工訓育所規程に比べ、名称変更以外には大きな変更や違いはないが、本科（旋盤工・仕上工・製図工）と研究科以外に別科が追加され、入所者資格である年齢制限の上限満25歳が削除された。

表3 鳥取県立機械工訓育所（養成所）関係規程

年月日	関係規程	省令・県令
昭和14年8月25日	鳥取県立機械工訓育所規程制定	鳥取県令第20号
昭和17年4月14日	機械工養成所規程制定	商工省令第37号
昭和17年6月30日	鳥取県立機械工訓育所規程廃止 鳥取県立機械工養成所規程制定	鳥取県令第51号
昭和21年5月21日	鳥取県立機械工養成所規程廃止	鳥取県令第42号

資料出所：規程を基に筆者が作成

科（課程）については、主に高等小学校新卒者向け1年間の本科以外にも本科修了生向け6か月間の研究科、主に企業からの派遣者向け3か月間の中堅幹部養成工科、主に実技習得を目的とした6か月間の別科があった。

(1) 本科

表4は、入所者名簿、修了者名簿、修了証台帳、学籍簿などから機械工訓育所・養成所本科入所修了者数等をまとめたものである。

鳥取県立機械工訓育所（養成所）規程では、本科の教科を旋盤工、仕上工、鑄工、製図工の4分科とするとしている。

製図工科は、第1回生募集時には規程になく、昭和15年2月に規程を改正し、第2回生募集時から追加された。

鑄工科は、第1回生募集時に募集されたが入所者はいない。以降は募集もされていない。

修業期間は1年間であり、2回に分けて入所し、第1回は4月始業、3月終業、第2回は10月始業、9月終業となっている。

本科（旋盤工・仕上工・製図工）は1年間の訓練で、前半6か月が学科、後半6か月が実習、6か月ごとに入所時期がずれていた。

入所資格は「高等小学校を卒業又はこれと同等以上の学力を有し、満14歳以上満25歳以下の者」となっているが、昭和17年6月の鳥取県立機械工養成所規程により年齢の上限が削除された。

応募者数は、機械工訓育所であった第1から6回生まで記録があり、1回の定員25名に対して約30~50名程度であった。

表4 機械工訓育所（養成所）本科入所修了者数等

入所回	入所年月日	修了年月日	科名	入所者数	修了者数	中途退所
1	昭和14年10月15日	昭和15年10月15日	旋盤工	12	12	
			仕上工	9	9	
2	昭和15年4月5日	昭和16年4月15日	旋盤工	10	9	1
			仕上工	8	6	1
			製図工	6	5	
3	昭和15年10月5日	昭和16年10月15日	旋盤工	11	13	
			仕上工	8	9	
			製図工	7	5	
4	昭和16年4月5日	昭和17年4月5日	旋盤工	13	13	
			仕上工	13	13	
			製図工	4	4	
5	昭和16年10月10日	昭和17年10月5日	旋盤工	13	13	
			仕上工	14	14	
			製図工	3	3	
6	昭和17年4月10日	昭和18年4月5日	旋盤工	15	13	4
			仕上工	12	12	
			製図工	5	3	
7	昭和17年10月10日	昭和18年10月20日	旋盤工	12	12	
			仕上工	10	11	
			製図工	4	3	
8	昭和18年4月8日	昭和19年3月30日	旋盤工	35	16	2
			仕上工		14	
			製図工		3	
9	昭和18年11月1日	昭和19年9月30日	旋盤工	28	8	9
			仕上工		9	
			製図工		2	
10	昭和19年4月5日	昭和20年3月20日	旋盤工	82	36	1
			仕上工		41	
			製図工		4	
11	昭和20年4月5日	昭和21年3月28日	旋盤工	59	19	23
			仕上工		15	
			製図工		3	
合計				393	352	41

資料出所：学籍簿、修了証台帳を基に筆者が作成

第5回生の入所選考（考査）時には「訓育所としては人材を選定することになり少数の人には気の毒でもあり惜しい事である」という新聞記事¹²⁶⁾がある。

年間定員は本科 50 名（機械工訓育所）、60 名（機械工養成所）であり、機械工訓育所での 1 回の分科別募集は旋盤工科 10 名、仕上工科 10 名、製図工科 5 名であった。

入所者数は第 1 から 11 回生までで合計 393 名である。平均年齢（入所時）は 14.8 歳であり、4 月入所生の 9 割以上は高等小学校（国民学校高等科）の新卒者であった。入所者のほとんどは男性であり、女性は 2 名（何れも製図工科）のみであった。

修了者数は、第 1 から 11 回生までで合計 352 名である。

中途退所者数は合計 41 名であり、第 11 回生が 23 名と極端に多いが、これを除くと平均して 1 回生毎に 2～3 名程度である。中途退所の理由としては、そのほとんどが健康上の問題や家庭の事情ということであった。

入所後に科を変える転科者が 9 名（3 回生 2 名、6 回生 2 名、7 回生 5 名）おり、8 回生からは学籍簿に入所科の記録がないことから 8 回生以降は入所後に分科（旋盤工、仕上工、製図工）を決めることに変更したと考えられる。

本科修了生の就職状況については、第 1 回修了生 21 名の記録が残されている^[17]。

表 5 は、第 1 回修了生就職等状況であり、15 名が鳥取県内、1 名が阪神方面へ就職、5 名が研究生として残留となっている。

表 5 第 1 回修了生就職等状況

地区等	人数
鳥取工業組合地区	6
倉吉工業組合地区	3
米子工業組合地区	4
境工業組合地区	2
阪神方面	1
研究生として残留	5

資料出所：要覧を基に筆者が作成

「公立の機械工養成所・訓育所の規程は、初期には東京府立機械工養成所の規程をモデルとし、後に商工省令の機械工養成所規程を基準としてきた^[6]とされていることから、規程に基づく教科目などについて初期である鳥取県立機械工訓育所は東京府立のもの、後のものである鳥取県立機械工養成所は商工省令と比較してみる。

表 6 は、鳥取県立機械工訓育所（旋盤工科、仕上工科）の教科目及び時間数である。

東京府立機械工養成所のものと比較してみると教科目、時間数とも大きな違いはない。

昭和 17 年に機械工養成規程が制定される以前は、国による基準となる明確な規程はなかったが、他県と同様に鳥取県も東京府立機械工養成所のものを参考にしていたと考えられる。

東京府立機械工養成所の年間授業数 2,496 時間は 1 年を 52 週で算出されており、1 週あたり 48 時間となる。

鳥取県立機械工訓育所の 2,500 時間は 1 年を 50 週で計画されている。

授業時間数は第 1 期、第 2 期においては毎週 48 時間、第 3 期第 4 期においては毎週 52 時間としている。第 3

期第 4 期においては 1 日 2 時間以内の不定時残業を課すとなっており、更に第 1 と第 3 日曜日以外の日曜日も授業があった。

表 6 鳥取県立機械工訓育所の教科目及び時間数

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	1 ヶ年 時間数 鳥取県立	(参考) 東京府立
修身	1	1	1	1	100	156
公民	1	1	1	1		
工業 数学	代数	3	3		138	91
	幾何	2	1			
	三角		2			
国語	2	2			50	52
応用力学	2	2			50	52
機械通論	2	2			50	26
工場要項及工場 危害防止		1		1	25	26
体操	体操	1	1	1	150	156
	教練	1	1	1		
	武道	1	1	1		
英語	5	5			125	91
材料及工 作法	材料	2	2		175	182
	工作法	5	5			
電気通論	1	1			25	26
用器 画及 製図	用器画	10			500	598
	製図	9	17	2		
実習	基本 実習	平日 実習		41	1,113	1,040
		隔週 実習		8		
	総合 実習	平日 実習		40		
		隔週 実習		8		
残業			不定 時	不定 時		
合計	48	48	52	52	2,500	2,496

資料出所：規程を基に筆者が作成

表 7 は、鳥取県立機械工養成所（旋盤工科、仕上工科）の教科目及び時間数である。

機械工養成所規程（商工省令）や表 6 の鳥取県立機械工養成所（旋盤工科、仕上工科）と比較してみても教科目には大きな違いはない。

鳥取県立機械工訓育所では授業数が 1 週当たり平均 50 時間であったが、鳥取県立機械工養成所では年間授業数 2,600 時間で 1 週当たり平均 52 時間となり 1 年間で 100 時間増えた。

鳥取県立機械工養成所では不定時残業の項目はなくなったが、第 3 期第 4 期においては第 1 と第 3 日曜日以外の日曜日にも授業があった。

表7 鳥取県立機械工養成所の教科目及び時間数

		第1期	第2期	第3期	第4期	1ヶ年時間数 鳥取県立	(参考) 商工省令
修身		1	1	1	1	100	72
公民		1	1	1	1		
教練	教練	2	2	2	2	200	200
	体操	1	1	1	1		
	武道	1	1	1	1		
国語	講読	2	2	1	1	100	100
	作文			1	1		
国史		1	1	1	1	75	70
地理				1	1		
英語		3	3	1	1	100	120
工業数学	代数	5	5			188	120
	幾何	2	1				
	三角		2				
機械通論		2	2			50	30
応用力学		2	2			63	30
機械要素			1				
工場要項及工場 危害防止			1	1		25	10
電気通論		1	1			25	30
材料		2	2			225	200
工作法		5	5	2	2		
用器画		17				538	500
製図			18	4	4		
実技練習	基本			34		425	500
	総合				35	438	500
課外	時事			1	1	25	
	工場経営概論			1	1	25	
合計		48	52	54	54	2,600	2,482

資料出所：規程を基に筆者が作成

(2) 研究科

研究科は、鳥取県立機械工訓育所規程、鳥取県立機械工養成所規程において「各分科を卒業し尚上級の知識技能を修得しようとする者を選抜し、修業期間は6ヶ月とする」とされている。

表8 研究科修了者数など

修了回	修了年月日	修了者数	修了者内訳
1	昭和16年4月15日	2	本科1回生2名
2	昭和16年10月15日	1	本科2回生1名
3	昭和17年4月5日	1	本科2回生1名
4	昭和18年10月20日	3	本科5回生1名、6回生1名、不明1名
5	昭和19年3月30日	2	不明
6	昭和19年9月30日	3	不明
7	昭和20年3月20日	2	本科9回生2名
8	昭和20年12月8日	7	本科10回生7名

資料出所：学籍簿、修了証台帳を基に筆者が作成

表8は研究科修了者数などである。本科修了生のうち何名が研究科に進んだかは不明であるが、修了証台帳と本科学籍簿と照らし合わせると本科何回生であるかが分かる。その結果、本科修了毎に必ずしも研究科へ進む者がいたわけではなく、また本科修了時期が同じであっても、研究科修了時期が異なることがあることが分かった。

この理由については、研究科に6か月間ではなく1年間に在籍したのか、本科修了後に間をおいてから研究科に進んだのか不明である。

(3) 養成工科

科名については、第1回生の学籍簿には中堅幹部養成工科とあるが、第2、3回生の学籍簿と修了証台帳には、単に養成工科となっている。

第1回修了者向け修了証発行のための決裁文書には「本所規定の幹部技能者たる課程を修得せり 依って之を証す」とあるが、鳥取県立機械工訓育所規程にも鳥取県立機械工訓育所要覧(昭和16年度)にも養成工科に関する記述はない。

国は現場指導者不足の対応として「技能者及び現場指導者の不足は極めて深刻なものであった。そこで政府は、昭和15年3月東京、大阪、名古屋、福岡に幹部機械工養成所を設置し、既に工場で生産に従事している役付の機械工を收容し技能の再訓練を行い、技能労働者の維持向上に努めた」とあることから、鳥取県では類似の課程を既存の鳥取県立機械工訓育所内に設けたものと考えられる。

養成工科は、主に企業からの派遣者向けの3か月訓練であり、第1回(昭和16年1月入所、4月修了)入所者4名の内訳をみると鳥取市内鉄工所3社から3名、倉吉町内鉄工所から1名となっている。

第2回(昭和17年1月入所、4月修了)入所者5名のうち3名は米子市内鉄工所などから派遣されており、企業内の指導的役割を果たす者の養成を目的としていたと考えられる。

第3回(入所時期不明、昭和18年4月修了)修了者は2名である。これ以降の企業からの派遣者向け訓練は、別科に引き継がれたと考えられる。

(4) 別科

別科は、鳥取県立機械工訓育所規程にはなく、鳥取県立機械工養成所規程において「特殊実技を習得せんとする者を選抜し、修業期間は6ヶ月とする」と規定されており、入所者は昭和17年4月以降5回(17年4月、17年10月、18年11月、19年4月、20年4月)37名である。

昭和17年から18年にかけては、養成工科と別科が併存しているが、昭和19年以降は別科のみとなっている。

昭和20年4月入所者を見ると、全員同じ工場から派遣されてきており、別科が養成工科を統合して企業からの派遣者向け訓練の役割を果たしていたと考えられる。

3.1.2. 米子機械工養成所

鳥取県立米子機械工養成所は、昭和 18 年 4 月 20 日に鳥取県立米子工業学校内に併設される形で開設され、昭和 21 年 3 月 1 日に 3 年弱で廃止となった^[27]。

規程は、昭和 17 年 6 月 30 日に制定された鳥取県立機械工養成所所規程を一部改訂したもので、鳥取市の鳥取機械工養成所と同じものであったが、昭和 21 年 5 月 21 日に廃止された。

3.1.3. 併置施設（鳥取機械工訓育所（養成所））

鳥取機械工訓育所では、機械器具工業組合連合会の作業場、傷痍軍人作業義肢修繕所も併置していた。

本科（高等小学校卒業者向け 1 年訓練）以外にも対象者や期間を変えた研究科、別科、中堅幹部養成工科があったが、技能者不足に対応するために昭和 19 年 7 月に「女子職業補導所」と昭和 20 年 3 月に「戦時生産技術者養成所」を併置した。

(1) 機械器具工業組合連合会作業場

特殊施設として「本所内には、本県機械器具工業組合連合会の作業場があるため、特殊の機械器具並に検査用具及器具等を有し之がため生徒が裨益する所は洵に甚大である」^[17]とあり、開所当時から機械器具工業組合との連携があったことが分かる。

(2) 傷痍軍人作業義肢修繕所

特殊施設として「尚本所内には、傷痍軍人作業義肢修繕所も併置せられて居る」^[17]とあるが、詳細については不明である。

(3) 女子職業補導所

「昭和 18 年 10 月の『女子勤労働員に伴う航空機関係職業補導施設拡充に関する件』通牒により『女子補導所』の全国的な設置となって現れ、(中略)計 60 箇所が増設された」^[28]とあり、鳥取女子職業補導所は、これに基づき設置されたと考えられる。

鳥取女子職業補導所規程（昭和 19 年 4 月 28 日制定）によると、目的は「機械工業に従事しようとする者に対し必要な知識技能を授けると共に精神的訓練を行い、主として女子勤労働員に伴う航空機関係要員となるようにする」、入所資格は「国民学校初等科修了又はこれと同等以上の学力を有する者」、補導期間は 2 か月間、学科は旋盤科、仕上科、板金科、定員は各科 20 名となっている。

名称は職業補導所ではあるが、鳥取県立施設であり職業紹介所（国民職業指導所）職業補導所とは異なる。

鳥取女子職業補導所の実態については不明であるが、「第 1 回補導生は鳥取県下重要工場の工具、女子挺身隊員から入所」^[29]というものであった。

(4) 戦時生産技術者養成所

鳥取県立戦時生産技術者養成所規程によると、目的は「生産技術者として必要な知識技能を授け、併せて心身を鍛錬する」こととなっている。

入所資格は「16 歳以上法文科系中等学校以上の学校卒業者又は工場、事業場に現に在職し右と同等以上の実力ありと認められ且つ当該工場、事業場の長の推薦がある者」となっており、修業期間は 6 か月間、学科は機械科（製図、旋盤、仕上）、定員は 60 名となっている。

第 1 回入所（昭和 20 年 3 月）生は 41 名で、倉吉商業（15 名）と鳥取商業（14 名）の新卒者で全体の 8 割を占めていた。既卒者は 5 名で、在職者の受入れも可能となっていたが、実際にはこのうちの 1 名だけであった。

第 2 回入所（昭和 20 年 8 月）生は 36 名で、境中（20 名）の他 3 月に中学を卒業した者が全体の 8 割を占めていた。残りは米子農工学校（8 名）を 3 月に卒業した者で、第 1 回入所と異なり実業学校卒業者は全体の 2 割程度であった。第 2 回入所生は、終戦の影響で授業が 14 日間しか行われず、全員が昭和 20 年 8 月 28 日付けで退所となった。

3.2. 職業補導所（鳥取・倉吉・米子）

厚生省の記録や新聞記事（鳥取新報、日本海新聞）等から表 9 のとおり鳥取県において少なくとも 6 ヶ所の職業紹介所（付属）職業補導所があったと考えられる。

表 9 鳥取県における職業補導所

No	職業紹介所	補導(所)名	補導期間等	対象(応募資格)
1	鳥取	失業救済職業補導	3 か月間	離職及び離職のおそれのある者
2	鳥取	木工補導所	3 か月間	男
3	倉吉	女子職業補導所(事務員、店員)	1 か月間、3 か月間(第 4 回入所以降)	高等女学校卒業者
4	米子	女子商業実務補導所	2 か月間	15 歳以上 30 歳までの商店員を志す者
5	倉吉	倉吉機械工補導所	3 か月間	尋常小学校卒業以上の学力。男子及び女子。年齢制限なし
6	鳥取	事務補導所	2 か月間	男女

資料出所：厚生省資料、新聞記事を基に筆者が作成

3.2.1. 失業救済職業補導（鳥取職業紹介所）

鳥取職業紹介所が昭和 13 年 11 月 1 日から 3 か月間、離職及び離職のおそれのある者を対象にして「失業救済職業補導」を行うとしている^[30]。

補導科目は不明であるが、講師が鳥取県商工奨励館技師並びに鳥取工芸専修学校職員等とあるので、就業に必要な技術指導を行っていたものと考えられる。

厚生省失業対策部「道府県別職業補導施設設置状況調」（昭和 13 年 11 月末日現在）中の鳥取県の 2 か所のうち 1 か所と考えられる。

3.2.2. 木工補導所（鳥取職業紹介所）

鳥取市二階町一丁目において 3 か月間（男子のみ、定員 30 名）の木工科の職業補導が行われていた^[10]。

現在は数件しか残っていないが、鳥取市二階町には戦前戦後にかけて多くの家具屋があり、木工・家具製造業が盛んな地区であった。

厚生省失業対策部「道府県別職業補導施設設置状況調」（昭和13年11月末日現在）中の鳥取県の2か所のうち1か所と考えられる。

3.2.3. 女子職業補導所（倉吉職業紹介所）

女子職業補導所は倉吉職業紹介所が開設し、昭和14年11月15日から1か月間、高等女学校卒業者を対象にして事務員・店員としての職務をみっちり手ほどきして社会に送り出すとしており、定員15名に対して30名の応募があったため、選考試験を行い15名採用した^[31]。

昭和15年6月には、女子職業補導所を修了し就職した第1期から3期までの修了生10名に集まってもらい就職先での現状（銀行、郵便局、鉄工所でのタイプライター等）や補導で役に立った事（珠算、全般的等）について紹介されている^[32]。

昭和15年7月3日には、第4回女子職業補導所を開設している^[33]。

3.2.4. 女子商業実務補導所（米子職業紹介所）

米子職業紹介所が昭和15年1月15日から2か月間（女子のみ、定員30名）、15歳以上30歳までの商店員として就職を希望する者を対象にして「第2回女子商業実務補導所」を開設するとしている。

第1回の修了生が勤務先において模範的な執務ぶりであり、勤務先での評価が高いことから第2回を開設することとなったということである^[34]。

3.2.5. 倉吉機械工補導所（倉吉職業紹介所）

昭和15年7月「機械工補導所補導要綱」が制定され、期間（3か月間）、内容（学科、実習、徳育、体育）と時間数（700時間）、要目（内容の内訳とそれぞれの時間数）、時間割例などの詳細が厚生省職業部長、失業対策部長より各地方長官宛に通牒された^[10]。

鳥取県においては、昭和15年10月に倉吉職業紹介所機械工補導所が開設された^[35]。

昭和16年2月には第2回生4名の女性在所生ということが新聞に写真入りで紹介されている。そのうちの20歳の女性は、第1回生にも女性が2名いたが、いずれも3か月間の訓練を終え明治機械製作所に就職したことを知り、バスガールを辞めて入所し、就職が内定しているということであった^[36]。

昭和16年6月には3日間の連載で宮原教官と修了間近の3回生の言葉を交えながら、精神的修行に重点を置き技術習得は第2次的なものとしていること等が紹介されている。3回生（在所生）の中には、子供を実家に預け受講している者、戦線（中国）から帰国し技術を身につけたら再び大陸に渡ろうと考えている者、家業の鉄工業を継ぐための者がいるということであった^{[37][38][39]}。

3.2.6. 事務補導所（鳥取国民職業指導所）

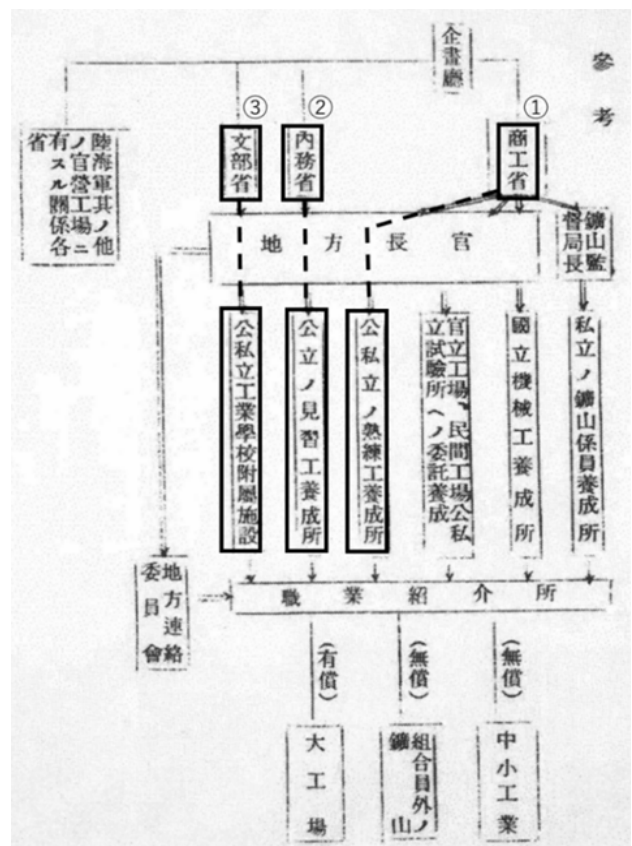
事務補導所は鳥取国民職業指導所が開設し、第3回生が昭和16年9月27日修了見込みで、第4回生を10月上旬に募集予定であり、修了生の就職状況は極めて良好であった^[40]。補導期間は2か月間で、昭和16年度は5回開設予定である^[10]。

3.3. 鳥取県内における両施設の比較

鳥取県立機械工養成所（鳥取・米子）と職業紹介所職業補導所（倉吉）について、所管省と公共職業訓練施設としての観点から比較してみる。

3.3.1. 所管省別の比較

鳥取県内の鳥取県立鳥取機械工訓育所（養成所）、鳥取県立米子機械工養成所、倉吉職業紹介所（国民職業指導所）倉吉機械工職業補導所の3所については、図3の昭和12年7月12日付けの技能者及熟練工養成方策要綱参考図に当てはめることができる。



資料出所：閣議決定資料に筆者が太線と番号を加筆
図3 技能者及熟練工養成方策要綱参考図

鳥取機械工訓育所（養成所）は、公私立の熟練工養成所に該当し、所管省は商工省である（図3中①）。

鳥取県立米子機械工養成所は、公私立工業学校附属施設に該当し、所管省は文部省である（図3中③）。

倉吉職業紹介所（国民職業指導所）倉吉機械工職業補導所は、公立の見習工養成所に該当し、所管省は内務省（昭和13年以降は厚生省）である（図3中②）。

技能者及熟練工養成方策要綱参考図は、昭和 12 年 7 月 17 日の閣議決定(技術者及熟練用養成方策ニ関スル件)文書に添付されており技能者・熟練工不足への対応から考えられたものである。その後、戦争の激化や国家総動員法(昭和 13 年公布)の影響を受け、形式的な変化はあったものの終戦時まで初期の原理的な枠組みは残っていたと考えられる。

鳥取県立米子機械工養成所は、昭和 21 年 3 月に廃止されたが、昭和 21 年 5 月に同じく鳥取県立米子工業学校内に鳥取県立米子木工補導所が創設された^[41]。

戦後、鳥取県内には鳥取、倉吉、米子の 3 か所に鳥取県立公共職業補導所があったが、鳥取は鳥取機械工訓育所、倉吉は倉吉機械工補導所と戦前の施設が始まり^[42]とされているのに対し、米子は戦前の米子機械工養成所ではなく戦後に出来た米子木工補導所が始まり^[41]とされている。これは、同じ鳥取県立機械工養成所であっても、図 3 技能者及熟練工養成方策要綱参考図にあるように、鳥取機械工養成所は「公立の熟練工養成所」、米子機械工養成所は「公立工業学校付属施設」であったためと考えられる。このため、鳥取県立米子工業高等学校の沿革には、米子機械工養成所の記述はあるが、鳥取県立米子木工補導所の記述はない。

3.3.2. 公共職業訓練施設としての比較

鳥取県職業安定行政 15 年史^[29]によると、機械工訓育所は「養成訓練」、職業紹介所(国民職業指導所)職業補導所は「戦時下の職業補導」という項目に分けられている。

鳥取県における公共職業訓練施設の運営には、戦前と現在に共通する構造的特徴が認められる。すなわち、当時の鳥取県立機械工養成所は、主に学卒者を対象とした長期の養成訓練を担っていた(現在では鳥取県立産業人材育成センター)。一方、職業紹介所に併設された職業補導所は、求職者を対象とした短期訓練を中心に実施していた(現在では職業能力開発促進センター(ポリテクセンター))。

これらの施設は、対象者の違いに応じた訓練内容の分化と職業紹介機関との連携を重視するという点において戦前と現在で共通する運営方針を有している。

4. まとめ

4.1. 考察

本稿により、鳥取県における公共職業訓練の草創期(昭和 13 年～20 年)について、概要と実態の一部をうかがうことができた。特に、鳥取県立機械工訓育所(養成所)および職業紹介所に併設された職業補導所の設立と運営は、中央政府の方針に基づきながらも、地域の実情に即した独自の展開を見せていた。

まず、鳥取県立機械工訓育所の設立は、昭和 12 年の閣議決定「技術者及熟練工養成方策ニ関スル件」による全国的な技能者養成の流れに沿ったものであり、地方にお

ける技能者不足への対応として重要な役割を果たした。施設の設置にあたっては、既存の建物の改修や地元からの寄付など、限られた資源を活用した工夫が見られ、地方自治体と地域産業との連携の様子が浮き彫りとなった。

また、訓練内容においては、東京府立機械工養成所との比較からも、地方施設においても一定の訓練レベルが保たれていたことが確認できる。さらに、精神的訓練や「訓育十綱領[註 1]」^[17]の朗読など、人間形成を重視する教育理念が導入されていた点は、単なる技能習得の場ではなかった職業訓練施設の実態の一端を示している。

職業補導所に関しては、対象者の年齢・性別・学歴に応じた補導科目が設けられており、特に女性への対応が柔軟であったことが注目される。これは、銃後[註 2]の労働力確保の必要性と鳥取県における訓練の実態を反映したものである。

さらに、鳥取・米子・倉吉の各施設の比較からは、施設の設置母体や運営形態の違いが、訓練内容や対象者に影響を与えていたことが示唆される。

以上のように、鳥取県における公共職業訓練施設の草創期は、中央の制度的枠組みを受けつつも、地域の実情に応じた柔軟な運営がなされていたことが明らかとなった。これは、現代における地域職業訓練のあり方を考える上でも、重要な歴史的示唆を含んでいる。

4.2. 今後の課題

本稿は、公共職業訓練の観点から論じたものであるため、主に事業内職業訓練に関連する「工場事業場技能者養成令」(昭和 14 年 3 月制定)や「機械技術者検定制」(昭和 15 年 3 月制定)等についての記述は控えた。

単能工養成の問題や基幹工多能工の養成の問題を論じるにあたっては、戦時労務統制に関わる法令等も考慮する必要がある。

今後の課題としては、戦後における施設の変遷や制度の継承。さらには他県との比較研究を通じて、公共職業訓練の歴史的意義をより広い視点から再検討することが求められる。

Keywords: regional expansion, public vocational training, Tottori prefecture, formative years (1938–1945)

註

[註 1] 訓育十綱領

- 一 生徒は敬神崇祖の念厚かるべし
- 一 生徒は報国の至誠を效すべし
- 一 生徒は勤労を愛好すべし
- 一 生徒は儉素を旨とすべし
- 一 生徒は禮儀を重んずべし
- 一 生徒は廉恥を知るべし
- 一 生徒は責任を念うべし
- 一 生徒は節制を守るべし
- 一 生徒は困苦缺乏に耐うべし
- 一 生徒は身体の強健に努むべし

[註 2] 戦争中の前線に対する後方支援の立場にある人々や地域を指す。参考にした新聞記事に頻出する。

参考文献

[1] 渋谷直蔵：「職業訓練法の解説」,労働法令協会, pp.67,71,74(1958)

[2] 佐々木亨：「事業内職業訓練と公共職業訓練」,専修大学人文科学研究月報,第 29 号,p.17(1973)

[3] 鳥取県農業団体協議会：「県政と県民生活-昭和 22 年度より昭和 27 年度まで-」, p.142(1953)

[4] 厚生省失業対策部：「職業補導施設に就いて」,職業時報,第 1 巻.4 号,p.49(1938)

[5] 労働省職業訓練局：「四訂版 職業訓練における指導の理論と実際」,財団法人職業訓練教材研究会, p.1(1979)

[6] 田中萬年：「機械工養成所・訓育所の成立過程に関する研究」,職業訓練大学校紀要,第 14 号 B 人文・教育編,pp.42, 45,52(1985)

[7] 厚生省失業対策部：「職業補導施設に関する事項」,厚生行政要覧, p.293(1938)

[8] 齋藤 衛：「失業対策職業補導施設の実施要綱とその編成及指導方針に就て」,職業時報,第 2 巻, 1 号, p.119(1939)

[9] 鹽見 信一：「事変下に於ける職業補導に就いて」,職業時報, 第 2 巻, 9 号,pp.58,60(1939)

[10] 佐々木輝雄・田中萬年：職業訓練関係資料集Ⅱ (昭和 13 年~昭和 16 年),職業訓練大学校職業訓練研究センター,調査研究資料第 36 号,pp.89,105,139-150,374,379(1981)

[11] 四日市職業紹介所：「鉄槌の響」,職業時報,第 2 巻,1 号,p.135(1939)

[12] 厚生省失業対策部：「離職者相談の栞」職業時報,第 2 巻,1 号,p.128(1939)

[13] 厚生省失業対策部：「四日市職業紹介所機械工補導所要覧」職業時報,第 2 巻,1 号,p.133(1938)

[14] 「機械工 4 期生募集 倉吉補導所」,『日本海新聞』,(1941/6/4)

[15] 「県立機械工養成所愈よ開設」,『鳥取新報』,(1938/11/11)

[16] 「県立機械工養成所新設」,『鳥取新報』,(1938/11/19)

[17] 鳥取県立機械工訓育所：「昭和 16 年度要覧」, pp.1-4,8,12,24(1941)

[18] 「機械工養成所の補助は交付される」,『鳥取新報』,(1939/1/24)

[19] 「県立機械工養成所約 7 万円の財源を得て市内榮楽通りに新設」,『鳥取新報』,(1939/2/24)

[20] 「機械工訓育所初代所長加藤技師」,『鳥取新報』,(1939/9/20)

[21] 「機械工訓育所入所者 5 日から開所」,『日本海新聞』,(1939/10/1)

[22] 「技術習得に驀ら 県立機械工訓育所訪問記 (1)」,『日本海新聞』,(1941/6/4)

[23] 「先づ人間の鍊成だ 信念の人 加藤機械工訓育所長」,『日本海新聞』,(1941/6/3)

[24] 「技術習得に驀ら 県立機械工訓育所訪問記 (2)」,『日本海新聞』,(1941/6/5)

[25] 「技術習得に驀ら 県立機械工訓育所訪問記 (3)」,『日

本海新聞』,(1941/6/6)

[26] 「入所考査施行 鳥取機械工訓育所」,『日本海新聞』,(1941/10/6)

[27] 「学校紹介・沿革」,鳥取県立米子工業高等学校,<https://www.torikyo.ed.jp/yonagoko-h/>. (参照 2025/10/1)

[28] 田中萬年：「女性対象の公共職業訓練に関するノート」技能と技術, 5/1990,p.68(1990)

[29] 鳥取県商工労働部職業安定課：「鳥取県職業安定行政 15 年史」,鳥取県職業安定協会, p.93(1963)

[30] 「離職者に職業補導を」,『鳥取新報』,(1938/10/20)

[31] 「心強いぞ インテリ娘」,『日本海新聞』,(1939/11/8)

[32] 「倉吉職業補導所修了生 働く女性座談会」,『日本海新聞』,(1940/6/16)

[33] 「女子職業補導所開設」,『日本海新聞』,(1940/7/5)

[34] 「訓練女店員 新に募集」,『日本海新聞』,(1939/12/22)

[35] 「倉吉機械工補導所 17 日落成式挙行」,『日本海新聞』,(1940/12/16)

[36] 「近く機械工補導所を出る若きこの 4 女性に栄光あれ」,『日本海新聞』,(1941/2/10)

[37] 「元気で行こうよ 倉吉機械工補導所卒業生の語る意気 (1)」,『日本海新聞』,(1941/6/16)

[38] 「働く機械工 倉吉機械工補導所座談会 (2)」,『日本海新聞』,(1941/6/17)

[39] 「これぞ生甲斐 倉吉機械工補導所働く喜び語る (3)」,『日本海新聞』,(1941/6/18)

[40] 「就職先で大持て 鳥取職指の事務補導所修了生」,『日本海新聞』,(1941/8/22)

[41] 「沿革」,鳥取県立産業人材育成センター米子校,<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenyonago/> (参照 2025/10/1)

[42] 「沿革」,鳥取県立産業人材育成センター倉吉校,<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenkurayoshi/> (参照 2025/10/1)

(原稿受付 2025/11/26, 受理 2026/02/05)

*木山 弘章, 修士 (工学)
鳥取職業能力開発促進センター, 所長, 〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南 7-1-11
Hiroaki Kiyama, Director, Tottori Polytechnic Center of Japan, 7-1-11 Wakabadai-Minami, Tottori, Tottori 689-1112.
Email: Kiyama.Hiroaki@jeed.go.jp